

健康保険委員だより

職場内で回覧をお願いいたします

令和5年4月号(Vol.58 春号)

全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ

保険証の提示で
おトクになります▶



健康保険の
お手続き



傷病手当金 新様式申請書 記入上の注意点

より迅速な審査の実施と記入方法をわかりやすくすることを目的として、令和5年1月から各種申請書等の様式が変更されました。今回は、傷病手当金の申請書について、不備が多い点や記入上の注意点をご紹介します。



申請書の記載漏れは、返戻や支払いの遅れにつながる場合がありますので
申請前に再度ご確認ください。

2ページ目 ～申請内容・確認事項～

② 被保険者の仕事の内容 (退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容)	経理担当事務	
③ 傷病名	<input checked="" type="checkbox"/>	療養担当者記入欄(4ページ)に記入されている傷病による申請である場合は、左記に☑を入れてください。別傷病による申請を行う場合は、別途その傷病に対する療養担当者の証明を受けてください。
④ 発病・負傷年月日	2	1.平成 05 年 01 月 01 日 2.令和
⑤-1 傷病の原因	1	1. 仕事中以外(業務外)での傷病 2. 仕事中(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病 } → ⑤-2へ
⑤-2 労働災害、通勤災害の認定を受けていますか。	<input type="checkbox"/>	1. はい 2. 請求中(労働基準監督署) 3. 未請求
①-1 申請期間(療養のために休んだ期間)に報酬を受けましたか。	1	1. はい → ①-2へ 2. いいえ
①-2 ①-1を「はい」と答えた場合、受けた報酬は事業主証明欄に記入されている内容のとおりですか。	1	1. はい 2. いいえ → 事業主へ確認のうえ、正しい証明を受けてください。

1 傷病名が4ページ目の療養担当者が記入した傷病名と同一であることを確認してチェックをしてください。

2 傷病の原因が「慢性的な腰痛」など労働災害に該当しない場合は、「1」を記入してください。

3 確認事項①-1、①-2 申請期間の報酬の有無を記入してください。記載内容が「申請書の3ページ目事業主が証明するところ」と相違している場合は返戻になることがあります。

3ページ目 ～事業主が証明するところ～

被保険者氏名 (カタカナ)	キョウカイ タロウ	
勤務状況	2ページの申請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。	
4	令和 05 年 01 月	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31)
5	2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記【○】で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。 ※有給休暇の場合の賃金、出勤等の有無に関わらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、賞与・住居等現物支給しているもの等	
例	05 年 02 月 01 日 から 05 年 02 月 28 日	300000 円
①	04 年 10 月 01 日 から 05 年 03 月 31 日	100000 A
②	04 年 12 月 16 日 から 05 年 01 月 15 日	100000 B
③	05 年 01 月 03 日 から 05 年 01 月 03 日	130000 C

4 「年」「月」を記入後、出勤日を「○」で囲んでください。
※欠勤や有給など、「○(出勤)」以外は記入しないようお願いいたします。
※1か月全日欠勤している場合でも「年」「月」は必ず記入してください。

5 出勤していない日(欠勤した日)に対して報酬等を支給した場合は、支給した日と金額を記入してください。傷病手当金の支給額が調整されます。
※残業手当など、出勤した日に対する報酬や、見舞金などの一時的に支給したものは記入しないようお願いいたします。



傷病手当金をはじめとした
新様式の申請書の書き方動画を
『YouTube』にて配信しております。
ぜひご覧ください！

－記入例－

A 通勤手当(6ヶ月定期)

B 欠勤控除のない手当(1か月分)

C 有給休暇

※有給休暇はその期間ごとに期間と支給額(単価×日数)をご記入ください。

埼玉県医師会のご協力により、様々な情報をお届けします
事業所内、従業員様やそのご家族の皆様へご周知ください



前立腺がん検診を受けましょう

埼玉県医師会 理事 齋藤卓

前立腺は男性のみが持っている臓器で、精液の一部を作る役割をはたしています。通常はく
るみ大の大きさで、膀胱から出る尿道を取り巻くように存在しています。

前立腺がんは高齢者が発症するがんの代表的なもので最近では前立腺特異抗原(P S A)の普
及により以前より前立腺がん罹患している人が多く見つかるようになってきました。

前立腺がんは細胞のタイプによって進行のスピードが異なり、治療をしないと生命を脅かす
ものもありますが、比較的ゆっくりと進行するため、患っていても生命予後には影響しないタ
イプもあります。そのため、どんなタイプのがん細胞がどの程度広がっているのかなどがんの
状態に加えて患者さんの年齢や疾患に対する人生観などによっても治療法の選択が異なってき
ますので、それぞれの治療法の長所、短所も踏まえて治療方針を決定していくことが重要です。

早期の前立腺がんには特有の症状がありません。多くの場合、前立腺肥大症などによる排尿
障害で泌尿器科を受診し、P S A検査で異常を指摘されることがほとんどです。

がんが進行して腫瘍が大きくなることで排尿困難や血尿などといった尿路の症状やがんの浸
潤により腎臓でできた尿が膀胱に流れなくなる状態から腎臓機能異常を起こしたり、骨への転
移が多いことから痛みが出たり骨折を起こしたりすることがあります。

前立腺がんを診断する場合、最初に行う検査は血液中の前立腺特異抗原(P S A)測定です。
P S Aは前立腺の異常を非常に敏感に検出しますが、異常であっても必ずしもそのすべてがが
んによるとは限りません。他に直腸診、超音波 M R Iなどの検査なども行います。がんの診
断を確定するためには針生検検査を行って、実際に前立腺から組織の一部を採取して顕微鏡で
検査をします。

治療は手術療法(前立腺全摘術)・密封小線源療法・放射線療法・内分泌療法(ホルモン療
法)・化学療法があり、がんの状態に応じて治療方針が決まります。治療法を選択するうえ
で、がんの状態(広がり・悪性度)だけでなく年齢や合併症の有無など考慮に入れる必要があり
ます。おとなしいタイプのがんの場合、すぐに治療を行わずP S Aで経過を見守る方法もあり
ます。治療の見込みは全身状態、年齢、悪性度、治療法などにより異なってきますが、早期発
見、早期治療により治癒率は大きくアップしてきます。積極的な前立腺がん検診受診をぜひお
すすめいたします。

35歳以上の被保険者(ご本人)様 対象の 生活習慣病予防健診 をご受診ください



協会けんぽでは、年度内1回に限り健診費用の一部を補助しています。
健康保持や病気の早期発見・早期治療のためにも、年に1回は健診を受診し、健康状態をチェックしましょう！

健診項目

労働安全衛生法で
定められている検査項目
+ **がん検診(胃がん・大腸がん)**

自己負担額

最高 **18,865** 円
の健診

協会けんぽの
補助

令和5年度から
最高 **5,282** 円

詳しくは同封のリーフレットをご覧ください

受診方法

1 案内パンフレット
またはホームページで
健診実施機関を確認



▲3月下旬に
事業所あて送付



▲実施機関
一覧はこちら

2 受診を希望する
健診機関に
直接電話予約
※協会けんぽへの
連絡は不要です

3 保険証を
必ず持参し、
受診

健診後の健康サポート

健診の結果、基準に該当される方は保健師、管理栄養士などの専門家による
特定保健指導を無料で受け、生活習慣の改善を図ることができます。



◀ご家族が対象の
健診については
こちら

お願い

ご退職時には
保険証の **回収** と **返却** をお願いします！

健康保険法施行規則第51条により、保険証の返却は義務付けられています。
また、保険証の返却がない場合は被保険者様に保険証の返却に関する依頼文書をお送りしております。

回収

ご退職または扶養から外れる加入者様の**保険証は必ず回収**して下さい。
ご退職される方の保険証は、
被扶養者(ご家族)様の分もあわせて回収して下さい。

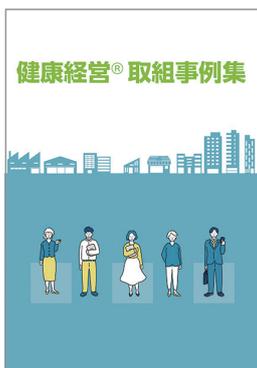
返却

「**被保険者資格喪失届**」または「**被扶養者異動届**」に回収した
保険証を添付のうえ、**日本年金機構へ必ずご返却**ください。
※電子申請の場合は、**到達番号がわかる画面**を添付のうえ、
ご返却ください。

※健康保険法施行規則第51条

事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者(健康保険)に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証(保険証)を回収して、これを保険者に返納しなければならない。

職場の健康づくりをどのように取り組むか 迷われていませんか？



健康経営®を実践されている企業様にご協力いただき、『健康経営®取組事例集』を作成いたしました。
詳しくは埼玉支部のホームページをご覧ください。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



◀ 埼玉支部
ホームページは
こちら

事例集の送付を希望される企業様は
協会けんぽ埼玉支部 健康経営担当
(TEL: 048-658-5915)まで ご連絡ください！



主な掲載内容

16社の企業インタビュー

健康経営に取り組み始めたきっかけや具体的な取組内容などを掲載しています。動画(2社)もホームページにごさいますのでぜひご覧ください。

食生活とメンタルヘルス についてのコラム

健康経営を実践する企業様が課題として多くあげる「食生活」と「メンタルヘルス」についてコラムを掲載しています。

健康経営に活用できる サポート紹介

協会けんぽ、埼玉労働局、埼玉県、さいたま市、埼玉産業保健総合支援センターの無料で活用できるサポートや補助金等についてご案内しております。

健康経営優良法人2023に協会けんぽ埼玉支部加入の 208社が認定されました

～健康経営取組事例集に掲載の10社も認定を受けました～

「健康経営優良法人認定制度」をご存じですか？

健康増進への取組など、特に優良な健康経営を実践している企業を顕彰する

「健康経営優良法人認定制度」を経済産業省と日本健康会議が共同で実施しています。

今年度の「健康経営優良法人2023」に、協会けんぽ埼玉支部加入事業所の208社が認定されました！

※「健康経営優良法人 中小規模法人部門」の申請には、協会けんぽの「健康宣言」への参加が必須です。

大規模法人部門



2023
健康経営優良法人
Health and productivity
5社

中小規模法人部門 ブライツ500



2023
健康経営優良法人
Health and productivity
ブライツ500
9社

中小規模法人部門



2023
健康経営優良法人
Health and productivity
194社

詳細や、協会けんぽ埼玉支部の認定事業所は
こちらからご確認いただけます

